

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

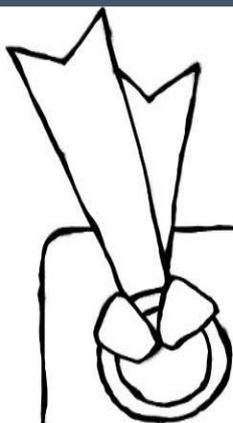
ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

237号

2023年2月17日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会



投稿のお願い

広報部長 土田 仁

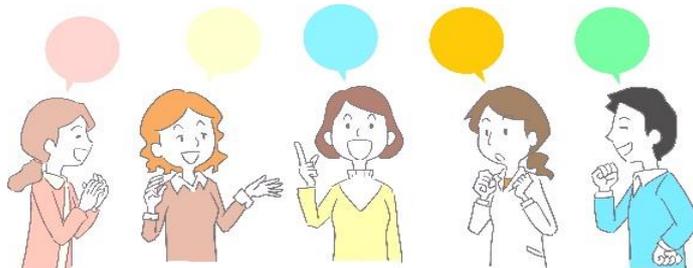
～事務局通信より会員の皆様へお願い～

会員相互の交流の場として、事務局通信への積極的な投稿をお待ちしています！

あはき関連の事でも良いし、その他の事でも皆のコミュニケーションに繋がる事であれば内容は問いません。皆さんに知ってもらいたい、伝えたい内容、最近取り組んだ事、最近のご時世に思う事など、どしどしお待ちしております！。

投稿はメールなら通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp へ送付してください。

連絡先は土田まで。※会員サイトにメールのアドレスが掲載されておりますが、不明な場合、事務所で電話番号やメールアドレスを聞いてください。
宜しくお願いします。



NPO 法人東洋医療を考える会 治療ボランティア

日時 2023年3月16日 13時30分～15時

場所 千駄ヶ谷社会教育会館 和室

一般社団法人鍼灸マッサージ師会との共同事業です。みなさまのご協力を
お願いいたします。ご連絡は事務局までお願いいたします。(山口充子)

千駄ヶ谷社会教育館 団体発表会へ参加

NPO 法人 東洋医療を考える会理事長 山西 俊夫

3年ぶりに“社教館祭り”に参加

当日一番乗りは、毎月社教館での体験マッサージに協力くださっている岩下先生。また、スタート前から体験コーナーに来られた患者さんの一番乗りは館の職員のご婦人でした。

再開を待ち望んでおられ、他にもぜひ体験したいと希望されている仲間がおられるとお聞きして、我々の活動も定着してきたことを実感しました。

好天に恵まれ比較的暖かかったので、もう少しにぎやかな祭りになると期待していましたが、やはり新型コロナの影響からか来館者はちらほらで、特に高齢者が少ない印象でした。

12名の体験者と署名になりましたが、渋谷区の女性区議を始め、毎月の体験マッサージに参加したいとの希望者が多かったこと、NPOの活動内容を熱心に聞かれたご婦人もおられたことは今後に期待が持てます。

今回は無料で実施しましたが、他のブースでは有料での実施も見受けられたこともあり、次回から有料化も考える必要があります。



当日の参加者は9名（松本、山口、岩下、田中、高橋、清水（一般社団代表理事）、久下、武井、山西）。皆さん大変お疲れ様でした。



受領委任払い、「あはき」療養費支給の改善について

代表理事 清水 一雄

理事 岩下 幸卯

1月17日海江田衆議院議員に面会し、受領委任払いの問題、「あはき」療養費支給の改善の問題等につき、われわれの要望を聞いていただきました。海江田議員から、皆さんの要望は小西参議院議員に伝えておくので、対策についてよく話し合ってもらいたいとお話がありました。

小西洋之議員にわれわれの要望を伝え、改善のお願いをいたします。我々の要望案文を以下、提案いたします。みなさんのご意見をお聞かせください。

1 あん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療の活用をお願いいたします。

コロナ感染の波が繰り返される中で、世界中の研究者から報告が集まり、多くのことが分かっていること、藤田紘一郎東京医科歯科大学名誉教授は以下のように言っています。

「重症化を防ぐには、何が必要か」「一言でいえば、『自然免疫を高める』ということです。自然免疫力の高い人は、たとえ感染しても、無症状か軽症であることがわかってきているのです。自然免疫力は生活の改善によって、高めていくことが出来るのです。」

体調異常の改善に日本の伝統医療を活用すべきです。あん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療こそ、国民の免疫力の強化を進めるための体質改善に活用できる治療です。

ところが、最近の政府の医療行政は、健康保険からのあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう治療の排除を強め、国民の健康保険による伝統医療の利用の制限を強化するばかりです。

昨年11月30日に発表された厚生労働省の「国民医療費の概況」によれば令和2年度(2020年)のマッサージ療養費が636億円、前年度より-121億円-16%、はり・きゅう療養費は419億円、前年度より-22億円-6%です。

療養費支給のさらなる削減の圧力がかかっており、健康保険によるあん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療の利用は削減される一方です。

2 患者が必要とする場合は、受領委任払いを保険者に義務付ける取り扱いに改善を

患者の負担が軽減され、患者が施術者から適切に施術を受けられ、適切に療養費が支給されることを目的にして、厚生労働省の指導により療養費の受領委任払いが実施されました。

「患者の負担が軽減され、患者が施術者から適切に施術を受けられ、適切に療養費が支給される」ことが、受領委任払いの目的であると厚生労働省通知で明らかにしているのです。

ところが、この受領委任払いを実施するかしないかは、保険者の意向で決められる取り扱いになっているのです。

患者の負担軽減を目的にした療養費の取り扱いですから、患者がこの取り扱いを求める場合は、保険者はこの要望に応じなければならないのは当然の事です。国民が健康保険法に基づき、必要な医療を受ける権利、必要な治療を選ぶ権利の尊重という問題を無視するもので、是非とも改善が必要と考えます。

健康保険を支える患者、国民が必要とする場合は、受領委任払いの取り扱いを保険者に義務付けるよう改善をお願いいたします。

3 国民が自らの判断で選べる、療養費の支給へ改善を

憲法に基づく人権の尊重という基本問題から見れば、国民の一人一人が、必要と判断する

医療を、健康保険法に基づき選ぶ事ができるのが当然の国民の権利であると考えます。

しかし、明治政府以来、自国の伝統医療を医療と認めず、医療制度から排除してきた伝統医療排除の医療行政が、いまだに根深く残されています。

この差別的な政府見解が明かにされているのが、厚生省健康政策局医事課長通知、「医業類似行為の取り扱いについて」（平成三年六月二八日）（医事第五八号）です。

この通知により、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう及び柔道整復は、理由も示さず医業類似行為だとしています。あん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療は医業類似行為であり、健康保険法の療養の給付として認めず、療養費の支給も例外的に認めるという対応です。

しかし、あん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療は法律で認められた医業であり、医業類似行為という政府見解は、法を無視するものです。

健康保険制度の根本的改善が必要であり、伝統的な医療に基づく医療資格者も、療養の給付として扱うべきだと考えます。しかし、広範な国民の支持、医療関係者の理解を得て改善を進めるために、まず、現在、実施されている療養費の支給を改善し、国民の判断で選べる

「あん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療療養費支給」として改善を進めるようお願い申し上げます。

4 あん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療、療養費の支給

「健康保険法第 87 条」（療養費）の名目による厚労省通知による療養費の支給は、療養費支給からのあん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療の排除です。

医療を選ぶのは国民です。憲法、健康保険法に基づき、国民の医療を受ける権利、医療選択の権利の尊重立場から、政府の「あはき」療養費支給の差別的制限は正すべきです。

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費支給を明確にし、国民が自らの判断で利用できる療養費の支給へ改善することが必要です。

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費支給

1) あん摩マッサージ指圧療養費の支給

- ① 筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮の改善のため、また、腰痛、五十肩、頸肩腕症候群など身体関節に現れる疼痛改善のため、あん摩マッサージ指圧療養費を支給する。
- ② あん摩マッサージ指圧療養費の支給申請には、筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮などの身体機能障害の発症について、また、疼痛の発症についての医師の同意書を提出する。
- ③ 診断書を求められた医師は患者の要望に十分に配慮する。

2) はり・きゅう療養費の支給

- ① 疼痛改善のため、はり・きゅう療養費を支給する。
- ② はり・きゅう療養費の支給申請には、疼痛発症について医師の同意書を提出する。
- ③ 診断書を求められた医師は患者の要望に十分配慮する。

5 患者の医療選択の幅を広げるために活用される療養費の支給

52 条 入院時食事療養費、入院時生活療養費、53 条 保険外併用療養費、54 条 訪問看護療養費
患者の医療選択の幅を広げ、患者の希望に沿う医療を実施するための療養費支給が実施されています。日本の伝統医療活用のため、患者が選べる「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費支給」の実施をお願い申し上げます。

後期高齢者医療広域連合への患者照会実態調査結果

理事 朝戸 慎治

近年、保険者による理不尽な患者照会が行われ、患者が不利益をこうむる事案が増えてきています。そこで昨年末、全国の後期高齢者医療広域連合に患者照会の有無や、照会基準等を電話にて聞き取り調査を実施いたしました。表をご覧くださいとお分かりの通り、基準は各県バラバラです。基準が厳しい所もあれば、全く患者照会を行っていない県もあります。これは受療委任払い制度が導入され、保険者権限となり、保険者の裁量による制度運用が強化されたことが原因と考えられます。後期高齢だけでこのような状況ですので、健康保険組合やその他保険者も当然、基準の統一性がないのは推して知るべしと思います。現在、当会では国会議員を通して厚労省への陳情を行うべく動いています（すでにこの資料は複数議員に提出済み）が、こうした患者への過剰な照会についても、改善するよう厚労省に対して強く訴えていきたいと思っています。

47 都道府県後期高齢者医療広域連合 患者照会実態調査結果一覧表

都道府県名	照会の有無	いつから	照会基準や優先度、照会方法
北海道	無し	予定無し	無し
青森	あり	数年前から	請求の疑義に関係なく、ランダムにピックアップして照会。
岩手	あり	数年前から	請求内容に疑義がある場合（長期+頻回のみ）。
宮城	あり	H28 から	往療料の算定に疑義がある場合等、請求内容に疑義ありが対象。また、初療時に全患者に啓発チラシを送っている。
秋田	あり	数年前から	請求内容に疑義がある場合が対象。
山形	あり	受療委任制度開始から	請求内容に疑義がある場合が対象。
福島	あり	H28 から	請求内容に疑義がある場合が対象（重複、頻回等）。
茨城	あり	H27 から	請求内容に疑義がある場合が対象。
栃木	あり	数年前から	長期+頻回対象。それ以外にも請求内容の疑義に関係なく、ランダム抽出し照会。ただし、照会基準は毎年変わる。
群馬	あり	H29 から	「往療あり」を中心に照会。また、予算に応じて月に〇〇件、疑義に関係なくランダム抽出して照会。
埼玉	あり	R4.1 月から	基準は明かせない。

千葉	あり	H29 から	年に1~2回、疑義に関係なくランダムに抽出。申請全体の約1割が対象。
東京	あり	H30 年度から	毎年11月上旬から4か月間実施。長期+頻回、初療+頻回等を中心に照会。
神奈川	無し	未定	現在、患者照会は行っていない。照会基準はできているが、システム構築がまだできていない。長期（2年以上）、2カ月以上月16回以上が対象予定。
新潟	無し	予定無し	無し
富山	あり	R3 から	頻回（月15回以上）が対象。
石川	あり	5年以上前から	”ある月”の申請全件を対象に定期的に。「病院に歩いて行くか？」という質問をし、「歩いて行く」との回答で往療申請があれば、返戻対象としている。
福井	あり	H26 から	1. 長期、2. 頻回（15日以上/月）、3. 申請1万円以上/月、4. 多部位の項目に、2つ以上該当する場合は対象。
山梨	あり	数年前から	請求内容に疑義がある場合は対象。
長野	あり	数年前から	頻回、往療の疑義ある場合に照会。その他、疑義に関係なくランダム抽出して照会（年度により基準変更あり）。
岐阜	あり	数年前から	多部位（3部位以上）、頻回（15日以上/月）、長期（4カ月以上）の中からランダムに抽出。
静岡	あり	数年前から	頻回、請求金額が高い場合は対象。毎月照会数を決めて行っているため、その数になるよう基準は毎月多少変わる。自分で病院に通えるのに往療している不正が多い為、『往療の是非を問う』内容の照会を行っている。
愛知	あり	不定期 この1年は行っていない	疑義案件が生じた時に照会を行っている。例えば、情報提供があった場合、個別に対応。
三重	あり	数年前から	ランダム抽出で照会（疑義がない場合も対象）。年によって抽出条件は変わる。
滋賀	あり	数年前から	『啓発』のために、初回申請者全員にチラシを配布。長期、頻回など疑義がある場合は対象に照会を行っている。詳しい基準は教えられない。
京都	あり	結構以前から	疑義案件 + ランダム抽出。年によって抽出条件は変えている。

大阪	あり	数年前から	請求内容に疑義がある場合が対象（長期+頻回等）。
兵庫	あり	数年前から	基準は明かせない。
奈良	あり	数年前から	長期頻回、往療、高額、多部位等から絞り込んで照会。疑義がないものには、患者照会はしていない。
和歌山	あり	不定期	情報提供等があった場合、電話、文書照会、訪問など個別に対応。ランダムチェックは行っていない。照会の民間業務委託は行っていない。
鳥取	あり	R4 から	長期、多部位、申請金額が多い場合を対象に行っている。柔整と同じ抽出条件。抽出数を決めて行っているため、多少条件の変更はある。ランダムチェックは行っていない。
島根	あり	数年前から	請求内容に疑義がある場合が対象（長期、頻回など）。業者に任せている。ランダムではない。
岡山	あり	数年前から	特に基準はないが、他の請求と比べておかしい点があるものに対して、患者宅への訪問や電話で確認。R4.11月に照会ではなく、施術内容を確認する文書を送った（簡単なアンケート付き）
広島	あり	数年前から	請求内容の疑義にある場合が対象（長期+頻回、頻回等）。新規でも過去に不正や疑義のあった施術者の申請に対して行う。
山口	無し	無し	無し
徳島	あり	R2 頃から	月 10 回以上や往療料が一定額以上が対象。ただし、対象者はほとんどいない。
香川	あり	数年前から	1 次審査で不明な点があれば電話で確認。2 次審査で疑義のあるもの（長期+頻回、医科併用等）に対して文書照会。ただし、ほとんど対象者はいない。
愛媛	あり	R3.7 月から	請求内容に疑義がある場合（2 年以上かつ、5 カ月以上月 16 回以上）。
高知	あり	数年前から	請求内容に疑義がある場合。訪問もしていたが、現在はコロナで訪問調査は休止。
福岡	あり	受療委任制度開始から	ランダム抽出で照会。ただし、長期+頻回を優先的に対象。
佐賀	あり	数年前から	請求内容に疑義がある場合に照会実施。ただし、3 年前から、疑義なしでも年 1 回ランダム抽出で照会。

長崎	あり	受療委任制度開始から	請求内容に疑義がある場合（長期+頻回、高額）。訪問や文書照会。
熊本	あり	R3.4月から	長期+頻回が対象だが、提出される施術計画書や継続理由・状態記入書等に疑義ないため、照会を行なう対象者が実際にはいない。
大分	あり	不明	請求内容に疑義がある場合。基準は特に設けていない。
宮崎	あり	H27頃から	往療や頻回に対して、直接患者宅を訪問し確認する。請求内容が医科等と重複する時も。文書照会はしていない。
鹿児島	あり	R4.4月から	請求内容の疑義に関わらず、「往療あり」「長期（1年以上）」「頻回」いずれかがあれば照会対象。
沖縄	あり	数年前から	請求内容に疑義がある場合（長期+頻回、高額等）

調査方法：R4/12/22～R4/12/28 各都道府県後期高齢者医療広域連合の担当者に電話聞き取り。

患者照会してない…4県、患者照会している…43県、請求に疑義がなくても患者照会している…15県

事務局中

しるも有難うお座長様より。

当院の近隣五メートル圏内に七店舗の

鍼灸接骨院がある。

決り繁華な商店街には無く普通の

住宅街である。

近年接骨院のグループ化やフロンティア文化が

進んでいる。

大手企業が参画したり、資本力のある

接骨院が支院を増設したり、儲けメーターゲートに

かかっている様にも思える。

その結果、益々鍼灸マッサージの経営は難しい

現状にある事を痛感する。

我々の治療は主に手技であり、西洋と

東洋の医療を駆使してやる方も多いと思う。

又流石作業の稼働は多く、一人の患者さんと

多くの時間を共有し乍らの治療である。

それ以外にも患者さんの治療にも通じる。

疾患の多くが心理的・精神的な影響に

よることが考え、我々の長所を活かして

行く事が重要と考へている。

中野郁雄



日々雑感～職員便り③

清水 明見

人生いつ何が起るかわかりません。今でこそ元気な私ですが大変な時期がありました。私の身体に起きた、日常生活が一変した大きな2つの出来事をお話しします。

1つ目は交通事故にあったことです。平成21年2月中頃、横断歩道を電動自転車で横断中、暴走してきた左折車にはねられてしまいました。そう、よくあるアクセルとブレーキの踏み違いだったのです。信号待ちをされていて青になって、さあ渡ろうと思っていた時、急にエンジン音が高くなった車をキャッチしていました。半分位進んだところでその車が自分にぶつかるとは信じられなかった。センターラインを大きくオーバーハングして曲がってきたのです。幸い、電動自転車が私の身を守ってくれ、さほど飛ばされずに済みました。自転車は廃車同然でしたが、骨折もなく、酷い打撲を受けましたが命は守れました。この時人生初の救急車体験。

入院はしなかったのですが体中痛くて日常生活にも支障をきたし、施術師でもある主人のリハビリは欠かせませんでした。現在は後遺症も残っていないので不幸中の幸いでした。

2つ目の一大事。それは平成25年4月に起きました。

その数か月前から突然、始まる痙攣に随分悩まされていました。そして、ある日の深夜に起きた全身をめぐる激痛で気を失い、2度目の救急車のお世話になったのです。

介護で精神的・肉体的疲労がたまっていた、子供のころから酷い頭痛持ちだったことなど原因なのでしょうか。髄膜腫との診断でそのまま入院、しばらくして9時間にも及ぶ大手術を受けました。

一か月弱の入院生活中には酷い腰痛になりましたが、有難いことに主人が治療してくれましたので助かりました。そして半年後仕事に復帰することが出来ました。現在に至っても主人の定期的なりハビリでの体調管理は欠かせません。体調が元に戻るにはかなりの時間を要しました。



猫にも有効か？猫背矯正。
これが効いたのか、わからないが
うちの猫は21年、一度も病院の
お世話になることなく、長生きして
くれました。

当時、年老いた母の介護中でもあったので主人には大変な負担をかけたと思います。

お陰様であんなに苦しんだあらゆる症状は殆どありません。体のケアにはこの医療が必要です。素晴らしい医療であることは身をもって実感しています。

今は元気で事務局のメンバーとして仕事に携わらせていただいています。何はなくても健康第一ですね。

皆様もくれぐれもご自愛くださいませ。



書籍贈呈

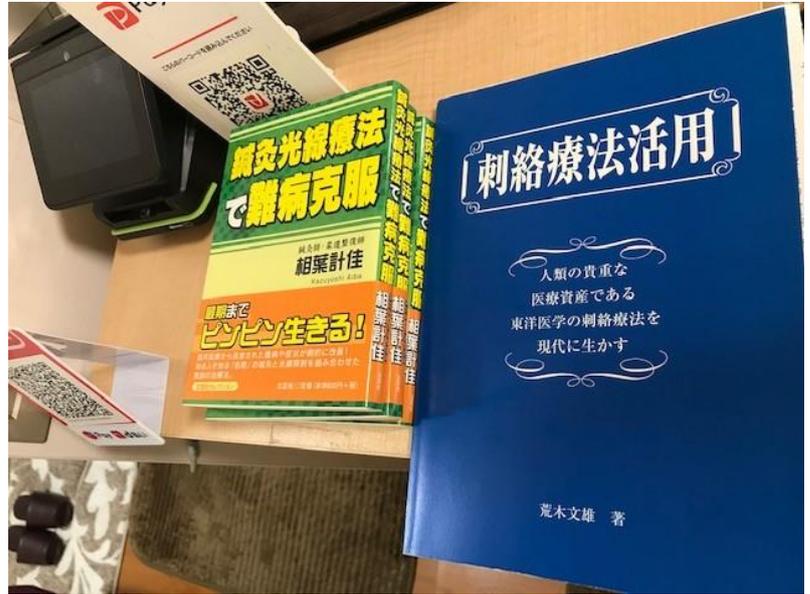
事務局次長 土田 仁

当会会員の先生方が書き著した書籍を無料でお送り致します！（送料はご負担をお願いします）

業務執行理事の荒木文雄先生は『刺絡療法活用』、NPO 法人医療を考える会 元理事長の相葉計佳先生は『鍼灸光線療法で難病克服』という書籍をそれぞれ書き著していらっしゃいます。

皆様の治療院の待合室や受付などに置いて患者様にご自由に読んでいただいたり、持ち帰って頂き東洋医学に興味を持って貰う機会を作るのに大いに役立ちます。冊数は何冊でも可能です。もちろん無料です。

著者の荒木文雄先生は「会員の皆様や会員の先生方の治療院に置いて東洋医学に興味のある患者様にどんどん配布して貰い、東洋医学やその施術方法に興味を持って欲しい。」と考えていらっしゃいます。無くなり次第終了となります。ご連絡は事務所まで。



上野の東照宮 牡丹園 - 冬ぼたん

1月の末、上野東照宮の「冬ぼたん」を見に行ってきました。160株の「冬ぼたん」があるのですが、多くのぼたんが満開に近い感じでした。



旬～5月中旬開花とのことです。

(久下)

春ぼたんは4月中旬

【海江田万里の政経ダイアリー】2023. 1. 30号

★令和5年度税制改革にみるインボイス制度のその後★

1月30日から衆議院では令和5年度予算案に対する審議がスタートしました。新年度予算案(一般会計)は歳出規模1兆4千381億円で、もちろん過去最大規模の予算となっています。国会の審議ではまず予算委員会で、歳入・歳出全般についての議論が行われ、少し遅れて2月上旬から歳入確保のための税法などの審議が始まります。予算委員会の国会審議をテレビ中継で見る方も多いと思います。ここではテレビ中継もなく、議論が報道されることが少ない令和5年度の税制改革について報告します。

令和5年度税制改革では個人所得税、相続税・贈与税について若干の見直しが行われますが、紙幅に限られているため、昨年10月にこの『政経ダイアリー』で取り上げた消費税のインボイス制度のその後について記します。インボイス(適格請求書)制度については野党が「廃止法案」を国会に提出しましたが、顧みられず、今年10月から完全実施されることになりました。しかし、フリーランスや小規模事業者などから多くの懸念が寄せられ、政府・与党としても何らかの措置を講じなければならないとの認識に立ち、次のような措置が講じられることとなりました。

- ① 課税売上1000万円以下の免税業者が課税業者に転換する場合、3年間に限って納税額を売り上げ税額(売上額×消費税率)の2割に軽減する。つまり課税業者として本来納めなければならないはずの消費税額の8割を控除するという内容です。これは3年間に限った措置であることがポイントです。その後のことは、また追って考えるとのことで、3年間の特例期間が過ぎると、消費税額全額を払わなければならない可能性が大きいです。
- ② 売上額1億円以下の事業者が行う1回に1万円以下の取引についてはインボイスがなくても帳簿のみで仕入れ税額控除を認める措置を6年間講じる。年間売り上げ1億円以下の事業者は、全国の法人の約4割を占めるといわれています。具体例を考えると、年間売上1億円以下の企業の社員が社内で消費税免税の個人タクシーに乗った場合、個人タクシーが免税事業者ならインボイスの発行はできませんから従来の領収書を発行することになります。この場合、領収書の金額が1万円以下なら、企業はその領収書をもとに帳簿に記載すれば、1万円の10%つまり1000円の仕入れ控除が可能です。町の文房具屋さんで1万円以下の文房具を購入した場合も同じです。

この措置は、中小事業者の消費税事務負担の軽減策として考えられたものですが、同時に年間課税売上1000万円以下の個人タクシーや小規模商店などが取引から排除されない効果も生みます。しかし1回の取引が1万円以下というのは少額すぎる気がします。この措置の実現を強く主張した日本税理士会連合会によると、当初、1回の取引3万円以下にすべしと要望していたのが、最終的に1万円になったとのことです。しかも、特例措置が適用になるのは6年間で、その後のことは白紙です。

いずれにしてもはなはだ不十分な暫定措置だと考える人が多いのではないのでしょうか。これらの措置を始めとして、令和5年度の税制改革は小粒で、目立った改正がないのが特徴です。防衛費増額のための増税も令和6年度以降となっていますから、それまでに抜本的な税制改革の議論が絶対に必要です。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区)〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R05年 2月

1	水	
2	木	
3	金	申請書〆切
4	土	申請業務
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	事務局通信投稿締め切り
11	土	建国記念の日
12	日	NPO 社教館まつり(10:00~15:00) 財政再建プロジェクト(16:00~18:00)
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	国民の会役員会(18:30~20:30)
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	事務局会議(13:00~15:00) ウーベル保険 3月加入申し込み締め切り
21	火	通信編集会議 (13:00~14:00)
22	水	
23	木	天皇誕生日
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	支給明細などの発送
28	火	療養費の振り込み

R05年 3月

1	水	
2	木	
3	金	申請書〆切
4	土	申請業務
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	保険部会(19:00~21:00)
10	金	事務局通信投稿締め切り
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	国民の会役員会(18:30~20:30)
17	金	
18	土	
19	日	ケアマネ会議(13:30~15:30)
20	月	事務局会議(13:00~15:00) ウーベル保険4月加入申し込み締め切り
21	火	春分の日
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	理事会(13:30~16:30)
27	月	
28	火	
29	水	支給明細などの発送
30	木	
31	金	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会